

# 体育・文化協会クラブ員募集

体育協会、文化協会加盟各クラブでは新しいクラブ員を募集します。初心者大歓迎！この機会にぜひチャレンジしてみませんか！

【文化協会】 ~会場：公民館~

団体名	開催日	時間
岳風会岩室支部	毎週(水)	午後 7:30~午後 9:00
書道クラブ	毎週(木)	午後 7:30~午後 9:00
華道千家古流	毎月第2・4(火)	午後 7:30~午後 9:00
岩室民謡会	毎週2回	午後 1:00~午後 4:00
コーラス泉	毎週(木)	午後 7:30~午後 9:00
琴桂会	毎月第2・4(水)	午後 7:30~午後 9:00
カラオケクラブ	毎週(金)	午後 7:00~午後 9:00
岩室社交ダンス	毎週(火)	午後 7:30~午後 9:00
S D クラブ	毎週(水)	午後 7:30~午後 9:00
エアロビクスクラブ	毎週(金)	午後 8:00~午後 9:00
英会話クラブ	毎週(火)	午後 7:30~午後 9:00
親子書道教室	毎週(金)	午前 6:00~午前 8:00
葉書絵	毎月第2・4(木)	午前 7:30~午前 9:00
親子ジュニアダンススクール	毎月第2・4(土)	午後 9:30~午後 10:30
フォークダンスクラブ	毎月第1・2・4(火)	午前 10:00~ 正午
ケーナクラブ	毎月第2・4(木)	午後 7:30~午後 9:00
三耀会	毎月第2・4(木)	午後 7:30~午後 9:00
秋桜ピアノ教室	毎月第2・4(金)	午前 9:30~午前 11:30
押し花サークル	毎月第3(火・日)	午前 9:30~午後 4:00

# 体育・文化協会クラブ員募集

【体育協会】

団体名	会場	開催日	時間
空手道	和小体育館	毎週(月)(木)	午後 7:00~ 9:00
岩室剣士会	和小体育館	毎週(水)(金)	午後 7:00~ 9:00
卓球	村民体育館	毎週(金)	午後 7:30~ 9:00
一般バドミントン	村民体育館	毎週(金)	午後 7:30~ 9:00
婦人バレーボール	岩小体育館	毎週(火)	午後 7:30~ 9:00
バスケットボール	岩中体育館	毎週(火)	午後 7:30~ 9:00
ソフトバレーボール	村民体育館	毎週(水)	午後 7:30~ 9:00
テニスクラブ	刈山テニスコート	毎週(土)	午後 2:00~ 5:00
ポウリング	刈山ポウリング	毎月第3(水)	午後 7:30~ 9:00
親子バドミントン	村民体育館	毎週(火)	午後 7:00~ 9:00
ジュニアバレーボール	岩小体育館	毎週(月)	午後 7:00~ 9:00
	村民体育館	毎週(木)	午後 7:00~ 9:00
サッカークラブ	和小グラウンド	毎週(火)(木)	午前 7:30~ 9:00
ミニバスクラブ	岩小体育館	毎週(水)(土)	午後 7:00~ 9:00
蹴球会	岩中グラウンド		午後 7:00~ 9:00
水曜バドミントン	村民体育館	毎週(水)	午後 1:00~ 3:00

【その他】

菊花同好会	写真クラブ	ゲートボール連盟
将棋交友会	絵画クラブ	民謡連盟
囲碁クラブ	野球連盟(一般)	
茶道連盟	野球連盟(少年)	

《お申し込み》  
岩室村公民館 ☎ 82-4444

## 婦人会 会員募集

婦人会では会員を募集しております。  
地域の実態に応じた自主的な婦人会活動の展開により、知識や技術を身につけます。  
この機会に、楽しみながら地域活動や仲間作りをしてみませんか。

お問い合せ ▶ 岩室村公民館 または 木下会長 ☎ 82-4220 までお気軽にどうぞ

## 引っ越すときの手続きは？

【お問い合わせ】  
三条社会保険事務所  
☎ 0256-32-2821  
または 岩室村住民課 住民係 まで

私は、国民年金をもらっていますが、今度、子どもと同居するため引っ越すことになりました。  
役場に届けるほかに何か手続きが必要ですか？

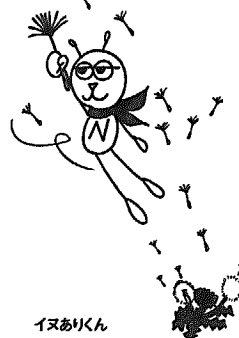
また、年金を受け取る金融機関も変えたいときは、どうしたらよいですか？

●年金を受けている方の住所が変わった場合は、市町村への住所変更手続きとは別に国民年金の手続きが必要です。

新しい住所地に移られた後、すみやかに最寄りの社会保険事務所に「年金受給者住所・支払機関変更届」を提出してください。  
届出用紙は、社会保険事務所や市町村の国民年金担当窓口にあります。

また、年金の受け取り場所の変更も同時にできますので、変更後の金融機関で、届出用紙に通帳番号の証明を受けてください。  
なお、住所が変わったことを社会保険事務所などへ届け出るとともに、旧住所の郵便局に届け出ると、変更後に届いた郵便物を新しい住所に回送してくれます。

詳しくは、三条社会保険事務所または、岩室村住民課住民係へ。



イヌアキル

## 国民年金 おからのせ

住民課  
☎ 82-5713

## 届出は期間内にしましょう

### 異動に関する届出

住民・世帯の異動届とは、転入届、転出届、転居届、世帯主変更届などをいいます。

この届出は、居住関係の証明、選挙人名簿の登録、学校の転入学、国民健康保険・国民年金の資格や給付、印かんの登録や証明など日常生活と密接な関係があります。

### 【住民・世帯の異動届出】

	届出期間	届出人	届出に必要なもの
転入届	引越して来た日から14日以内	本人または同じ世帯の方	1. 前住所地市区町村発行の転出証明書 2. 国民健康保険被保険者証 3. 年金手帳 4. 印かん
※転出届	引越しする予定日の14日前から		1. 印鑑登録証(赤い手帳) 2. 国民健康保険被保険者証 3. 老人保健医療受給者証 4. 印かん ※ 転出証明書発行(無料)にあたり、転出する日と転出先の住所・世帯主名が手続き上必要となります。
転居届	新しい住所に住み始めてから14日以内		1. 国民健康保険被保険者証 2. 老人保健医療受給者証 3. 印かん
世帯主変更届	変更が生じてから14日以内		1. 国民健康保険被保険者証 2. 印かん

※転出の際には、その他の手続きとして①税金に関すること②水道の閉栓届③児童手当関係④保育園関係⑤小・中学校関係など世帯の状況により手続きが必要となります。

【お問合せ】岩室村住民課 住民係 ☎ 82-5713

国民健康保険の加入者(加入される方)の皆様へ \* \* \* \* \*

こんなときは必ず14日以内に届出を！

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市町村から転入してきたとき	ほかの市町村の転出証明書、印かん
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印かん
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書、印かん
国保をやめるとき	子供が生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印かん
	ほかの市町村に転出するとき	保険証、印かん
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの)、印かん
その他	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保の被保険者が死亡したとき
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印かん
	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、年金証書、印かん
	同じ市町村内で住所が変わったとき	保険証、印かん
	世帯主や氏名が変わったとき	
世帯が分かれたり、いっしょになったりしたとき	保険証、在学証明書、印かん	
修学のため、別に住所を定めるとき		
	保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	身分を証明するもの(使えなくなった保険証など)、印かん

【お問合せ】岩室村住民課 国保・老保係 ☎ 82-5712